

● 用途に関すること

【Q1】 宿泊税とはどのような税か。

【A1】 世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるために、倶知安町が独自に導入した法定外目的税です。

倶知安町内の宿泊施設に宿泊する場合に課税されます。

【Q2】 宿泊税は、何に使われるのか。

【A2】 宿泊税によって得られた税収は、観光客満足度の底上げと再び倶知安を訪れていただくため、観光客の増加に伴う課題解決のため（域内交通網の整備、ニセコ・羊蹄山の環境保全・安心・安全なリゾートの形成、観光インフラの整備、新幹線を意識したまちづくり）に使わせていただきます。

● 課税対象に関すること

【Q1】 どのような宿泊施設に泊まった時に、宿泊税がかかるのか。

【A1】 倶知安町内のすべての宿泊施設への宿泊が対象となります。

【Q2】 宿泊税はいくらか。

【A2】 宿泊料金（食事代や消費税等を除く素泊まりの料金）に2%を乗じた金額です。

【Q3】 宿泊料金が少額でも課税されるのか。

【A3】 金額の大小に関わらず、宿泊料金が発生する場合は、課税されます。

【Q4】 幼児や子どもにも宿泊税はかかるか。

【A4】 宿泊者の年齢に関わらず、宿泊料金が発生する場合は、課税されます。

【Q5】 修学旅行で倶知安町内に宿泊するが、宿泊税はかかるのか。

【A5】 学校から発行される「修学旅行等であることの証明者」を宿泊施設へ提出することにより、対象の学校*の修学旅行生とその引率者は宿泊税が免除されます。

*対象の学校…幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（学校教育法第1条に規定する学校の内大学を除くもの）

● 支払方法に関すること

【Q1】 宿泊税はどのようにして支払うのですか？

【A1】 宿泊された宿泊施設へお支払ください（予約サイトや旅行者への支払額に含まれている場合があります）。

宿泊施設が納税者である皆様からの宿泊税をお預かりし、倶知安町へ申告納入する仕組み（特別徴収制度）になっています。